

部活動に係る活動方針

京都府立京都八幡高等学校

京都府教育委員会が平成30年4月に策定した「京都府部活動指導指針」を踏まえ、本校の「部活動に係る活動方針」を策定する。

1 目的

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

2 設置部活動

〔体育系〕 硬式野球部、陸上競技部、女子ソフトボール部、サッカー部、男子テニス部、女子テニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子ハンドボール部、バドミントン部、卓球部、レスリング部、剣道部、弓道部

〔文化系〕 E S S 部、吹奏楽部、演劇部、放送部、ボランティア部（北）、ボランティア部（南）、書道部、美術部、伝統文化部、文芸部、コンピュータ部（北）、コンピュータ部（南）、科学部

3 入退部

- (1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

4 活動計画

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に校長に提出し、許可を受けること。
- (2) 「月間活動計画」については、毎月校長に提出し、許可を受けること。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、計画書(出張伺いを含む)を校長に提出し、許可を受けること。

5 活動時間

- (1) 長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。

なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

※平日の活動時間 夏期（4月～10月）放課後から午後6時まで（完全下校6時30分）

冬期（11月～3月）放課後から午後5時30分まで（完全下校6時）

顧問が必要と認めたとき、顧問の付き添いの指導のもとであれば1時間までの延長を認める

※朝練習の活動時間 午前7時から始業時前まで

※土・日曜日・祝日及び休業日の活動時間 午前9時から午後5時までの時間内

- (2) 定期考査に係る活動について、考査開始1週間前から考査終了までの部活動は禁止とする。ただし、考査終了後10日以内に公式試合がある場合は、原則として活動を認める。

6 休養日

週当たり1日以上設定すること。

月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することを原則とする。

7 合宿規定

当該の部から合宿計画案が顧問を経て生徒指導部に提出された場合、生徒指導部が審議、職員会議に提案し、教職員の意見等を確認したのち校長が許可する。

原則、年度内1回、4泊5日まで、場所は近畿圏内とする。

8 部の新設・休・廃部

(1) 新設

部の設立は、次の条件を考慮して生徒指導部が職員会議で提案し、教職員の意見等を確認したのち校長が許可する。

- ① 顧問がいること
- ② 部員数が10名以上であること
- ③ 活動場所が校内にあること
- ④ 同好会として半年以上の活動実績があること
- ⑤ 活動計画等を提出していること
- ⑥ 文化系については、教育目標の達成に寄与できるもの、体育系については、高体連・高野連の種目に存在していること

(2) 同好会の設立

同好会の設立は、次の条件を備えた場合、生徒指導部が職員会議で提案し、教職員の意見等を確認したのち校長が許可する。

- ① 顧問が予定されていること（部活動と同好会の顧問は兼任できる）
- ② 設立人数が5名以上であること
- ③ 5月末日までに設立理由、活動計画の提出等所定の手続きを経て申し出があること
- ④ 活動場所は校内で、部活動の妨げにならないものであること
- ⑤ 文化系については、教育目標の達成に寄与できるもの。体育系については、高体連・高野連の種目に存在していること。

(3) 部・同好会の休部・廃部

① 休部

次の各項が一つでも生じた場合、部は同好会に、同好会は休部とする。

- ア 部員が4名以下となること
- イ 活動を3ヶ月以上していないこと

なお、休部の同好会の復活は上記「同好会の設立」の項に準ずる。ただし、その場合期日を問わないものとする。

② 廃部

- ア 顧問が存在しない場合は部・同好会ともに廃部とする
- イ 1年間休部し、翌年も活動のない場合は廃部とする